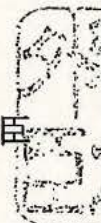


情報公開第01267号
平成 28年 6月30日

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）

下記の開示請求に関し、平成27年4月17日付け情報公開第00636号による決定処分において不開示とした部分のうち、別表に記載の部分を開示することとしましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 開示を求められた行政文書の名称等
「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録
- 2 開示請求番号 2015-00011
- 3 開示請求受付日 平成 27年 1月13日

東京地方裁判所

[備考]

この決定は、平成27年1月13日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、平成27年4月17日付け情報公開第00636号にて通知した決定の内容を一部変更し、改めて決定したものです。

以上

8	行政文書の名称等： イラク戦争の検証（中間報告）他
---	---------------------------

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 81枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：810円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：810円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

11	行政文書の名称等： 報告書案他
----	-----------------

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 22枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：220円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：220円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

15	行政文書の名称等： インタビューの際の質問事項他
----	--------------------------

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 18枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：180円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：180円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

(別表)

[1 / 2頁]

文書番号	文書名	改めて開示する部分
8	イラク戦争の検証(中間報告) 他	本文のうち、以下の項目名:「イラク戦争の検証(中間報告)」、「1. これまでの作業」、「2. とりあえずの主な指摘事項」、「2. 現時点での指摘事項」、「極秘」、「対イラク武力行使に関する我が国の対応:報告書案へのコメント」、「1. 形式に関するコメント」、「2. 報告書の内容についてのコメント」、「報告書案」、「対イラク武力行使に関する我が国の対応」、「序」、「【経緯】」、「【目的, 対象, 方法等】」、「1. 対イラク武力行使に至る経緯・背景」、「(1) イラク戦争の経緯」、「湾岸戦争」、「大量破壊兵器の隠匿」、「2001年以降の展開」、「国際社会の情勢」、「日本の状況」、「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」、「情報収集についての検証:情報の種類, 情報収集先, 情報要求・指針」、「分析についての検証:分析手法, 分析結果と共有」、「政策決定・実施についての検証」、「検討・意思決定プロセス」、「武力行使の支持に至る経緯とその意義」、「米側への働きかけ」、「米国以外の各国への働きかけ」、「武力行使の法的側面(国際法上の合法性)」、「武力行使の支持の理由」、「国民への説明責任についての検証:国会, 広報等」、「教訓と今後の取組」、「【情報収集:分析】」、「【政策決定・実施】」、「【国民への説明責任】」、「コメント」、「報告書案のイメージ」、「(現時点の情報の範囲内でのイメージ)」、「情報収集についての検証」、「国民への説明責任についての検証」、「結論と教訓」、「秘」、「イラク戦争の検証:コメント」、「9月 2011年(平成23年)」、「10月 2011年(平成23年)」、「11月 2011年(平成23年)」、「報告書案のイメージの項目に関連する文書」、「国民への説明責任についての検証:」

(別表)

【2 / 2頁】

文書番号	文書名	改めて開示する部分
11	報告書案他	本文のうち、以下の項目名：「極秘」、「報告書案」、「序」、「【経緯】」、「【目的、対象、方法等】」、「1. 対イラク武力行使支持に至る経緯・背景」、「(1) イラク戦争の経緯」、「(ア) 湾岸戦争」、「大量破壊兵器の隠匿」、「2001年以降の展開」、「国際社会の情勢」、「日本の状況」、「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」、「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」、「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」、「政策決定・実施についての検証」、「検討・意思決定プロセス」、「武力行使の支持に至る経緯とその意義」、「米側への働きかけ」、「米国以外の各国への働きかけ」、「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」、「武力行使の支持の理由」、「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」、「教訓と今後の取組」、「＜情報収集・分析＞」、「＜政策決定・実施＞」、「＜国民への説明責任＞」、「報告書案の少し短めのもの」、「対イラク武力行使に至る経緯・背景」、「イラク戦争の経緯」、「情報収集についての検証」、「結論と教訓」
15	インタビューの際の質問事項他	本文のうち、以下の項目名：「インタビューの際の質問事項」、「インタビューの対象者」、「インタビューの際の基本質問事項」、「インタビュー対象者」、「への質問事項」、「極秘」、「の質問事項」、「インタビュー」、「へのインタビュー記録メモ」

開示の実施の方法等については、別紙「開示請求対象行政文書一覧表」及び「説明事項」を参照下さい。

【開示を実施することのできる日時，場所】

- ①平成28年07月01日～平成28年08月01日（土日祝日及び年末年始を除く。）
9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）
（なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）

②外務省大臣官房総務課 外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【開示の実施方法】

上記②では写しの交付及び閲覧が可能です。かならず本通知書を御持参ください。
また、郵送料自己負担による写しの送付も可能です。

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

- ①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等をチェックもしくは記入してください。
- ②必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分毎に異なる方法をチェック・記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは「(窓口で) 閲覧」する等）もできます。
- ③ある方法による開示実施を受けた後に、別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合、最初に開示実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R (1枚)：100円、DVD-R (1枚)：120円、FD (1枚)：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、外交記録・情報公開室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は0円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚30g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R (1枚)100g、DVD-R (1枚)100g、FD (1枚)：50g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、“ゆうパック”を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

- ・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 1,210円
 （内訳：実施手数料 1,210円 - 控除額 0円）
- ・すべて紙に印刷し閲覧： 200円
 （内訳：実施手数料 200円 - 控除額 0円）

②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 600円